

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>1. 水力発電所</p> <p>A. ～A-2. [略]</p> <p>A-3. 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に行う検査（以下「工事完了時検査」という。）</p> <p>(1) ～ (8) [略]</p> <p>(9) 水車及び揚水用ポンプ</p> <p>a. ～ d. [略]</p> <p>e. 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>水車発電機を定格出力、定格回転速度、定格電圧及び定格力率に保ち機器の各部の温度が飽和状態（温度上昇が1時間当たり2 K以上変化しなくなった状態）になるまで連続運転し、各部の異常な温度上昇、異常な振動、漏油、漏水、異音及び補機系統の異常の有無を計器及び目視等により確認する。</p> <p>(b) [略]</p> <p>f. ～ h. [略]</p> <p>(10) ～ (12) [略]</p> <p>B. 電気関係</p> <p>(1) ～ (10) [略]</p> <p>(11) その他の各種試験</p> <p>次の表の左欄に掲げる各種試験の検査方法及び判定基準については、同表の</p>	<p>I. 使用前自主検査の方法</p> <p>1. 水力発電所</p> <p>A. ～A-2. [略]</p> <p>A-3. 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に行う検査（以下「工事完了時検査」という。）</p> <p>(1) ～ (8) [略]</p> <p>(9) 水車及び揚水用ポンプ</p> <p>a. ～ d. [略]</p> <p>e. 負荷試験（出力試験）</p> <p>(a) 検査方法</p> <p>水車発電機を定格出力、定格回転速度、定格電圧及び定格力率に保ち機器の各部の温度が飽和状態（温度上昇が1時間当たり2 K以上変化しなくなった状態）になるまで連続運転し、各部の温度上昇の傾向、異常な振動、漏油、漏水、異音及び補機系統の異常の有無を計器及び目視等により確認する。</p> <p>(b) [略]</p> <p>f. ～ h. [略]</p> <p>(10) ～ (12) [略]</p> <p>B. 電気関係</p> <p>(1) ～ (10) [略]</p> <p>(11) その他の各種試験</p> <p>次の表の左欄に掲げる各種試験の検査方法及び判定基準については、同表の</p>

右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9) 水車及び揚水用ポンプ」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

ただし、「③負荷試験（出力試験）」において、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

表 [略]

C. [略]

2. 火力発電所

A. 機械関係

(1) ~ (5) [略]

(6) 負荷試験

(a) 検査方法

① 汽力を原動力とする設備

・ 負荷試験は、タービン発電機を4/4出力で運転した場合、各部に異常な温度上昇等の支障がないことを目視及び常設の計器により確認する。ただし、運転状態値の確認が必要な場合であって、常設の計器がない場合にあつては、実測により確認するものとする。

ボイラーは蒸気温度、圧力を定格値に最も近い状態とし、蒸発量については、ユニットの場合はタービン4/4出力に見合う蒸発量、その他の場合は最大蒸発量で運転し各部に支障がないことを確認する。また、主燃焼方式により連続運転して、運転状態値の判定が可能で、かつ、各部に異常が認められない場合は、5時間（補助ボイラーにあつては3時間）で終了することができることとする。

なお、従燃焼方式がある場合は引き続き連続運転して特に各部に異常を認められない場合は2時間で終了できることとする。

右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. 土木関係 A-3 工事完了時検査 (9) 水車及び揚水用ポンプ」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

ただし、「③負荷試験（出力試験）」において、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

表 [略]

C. [略]

2. 火力発電所

A. 機械関係

(1) ~ (5) [略]

(6) 負荷試験

(a) 検査方法

① 汽力を原動力とする設備

・ 負荷試験は、タービン発電機を4/4出力で運転した場合、各部に支障がないことを目視及び常設の計器により確認する。ただし、運転状態値の確認が必要な場合であって、常設の計器がない場合にあつては、実測により確認するものとする。

ボイラーは蒸気温度、圧力を定格値に最も近い状態とし、蒸発量については、ユニットの場合はタービン4/4出力に見合う蒸発量、その他の場合は最大蒸発量で運転し各部に支障がないことを確認する。また、主燃焼方式により連続運転して、運転状態値の判定が可能で、かつ、各部に異常が認められない場合は、5時間（補助ボイラーにあつては3時間）で終了することができることとする。

なお、従燃焼方式がある場合は引き続き連続運転して特に各部に異常を認められない場合は2時間で終了できることとする。

一般的注意としては、蒸気タービン、ボイラー及び附属機器等全般について、計測点は適当であるか、計測方法は何か、計器の校正は行われたか、設計仕様による運転が行われているかを確認する。

- ・ ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん）の発生状況を測定する。

②～④ [略]

(b) [略]

(7)～(9) [略]

B. 電気関係

(1)～(10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 検査方法

「I. 使用前自主検査の方法 2. 火力発電所 A. 機械関係 (6)負荷試験」の規定に準ずる。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(12)・(13) [略]

C. [略]

3. 燃料電池発電所

A. 機械関係

(1)～(6) [略]

(7) 負荷試験

(a) 検査方法

① 負荷試験は、燃料電池施設を定格出力で運転し、各部に異常な温度上昇等

一般的注意としては、蒸気タービン、ボイラー及び附属機器等全般について、計測点は適当であるか、計測方法は何か、計器の校正は行われたか、設計仕様による運転が行われているかを確認する。

- ・ ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん）の発生状況を測定する。

②～④ [略]

(b) [略]

(7)～(9) [略]

B. 電気関係

(1)～(10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 検査方法

「I. 使用前自主検査の方法 2. 火力発電所 A. 機械関係 (6)負荷試験」の規定に準ずる。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(12)・(13) [略]

C. [略]

3. 燃料電池発電所

A. 機械関係

(1)～(6) [略]

(7) 負荷試験

(a) 検査方法

① 負荷試験は、燃料電池施設を定格出力で運転し、各部に支障がないことを

の支障がないことを目視及び常設の計器等で確認する。

ただし、状態量等の確認が必要な場合であって常設の計器がない場合にあつては、実測により確認するものとする。

温度上昇限度の判定が可能で、かつ、各部に異常が認められない場合は、4時間で終了できるものとする。

② ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん）の発生状況を測定する。

(b) [略]

(8) [略]

B. 電気関係

(1) ～ (10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 検査方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7) 負荷試験」の規定に準ずる。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(12) ・ (13) [略]

4. 太陽電池発電所

(1) ～ (10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異

目視及び常設の計器等で確認する。

ただし、状態量等の確認が必要な場合であって常設の計器がない場合にあつては、実測により確認するものとする。

温度上昇限度の判定が可能で、かつ、各部に異常が認められない場合は、4時間で終了できるものとする。

② ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん）の発生状況を測定する。

(b) [略]

(8) [略]

B. 電気関係

(1) ～ (10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 検査方法

「I. 使用前自主検査の方法 3. 燃料電池発電所 A. 機械関係 (7) 負荷試験」の規定に準ずる。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた変圧器については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(12) ・ (13) [略]

4. 太陽電池発電所

(1) ～ (10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異

常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(12)～(15) [略]

5. 風力発電所

(1)～(10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた電気器具及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省

常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(12)～(15) [略]

5. 風力発電所

(1)～(10) [略]

(11) 負荷試験（出力試験）

(a) 試験方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた電気器具及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

略できるものとする。

(b) [略]

(12) ~ (15) [略]

6. 蓄電所

(1) ~ (10) [略]

(11) 負荷試験（充放電試験）

(a) 試験方法

蓄電設備を可能な限り定格出力、定格電圧に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（蓄電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470（2017）（JEC-2470（2018）にて追補）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(12) ・ (13) [略]

7. 変電所

(1) ~ (8) [略]

(9) 負荷試験

(a) 検査方法

(b) [略]

(12) ~ (15) [略]

6. 蓄電所

(1) ~ (10) [略]

(11) 負荷試験（充放電試験）

(a) 試験方法

蓄電設備を可能な限り定格出力、定格電圧に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（蓄電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470（2017）（JEC-2470（2018）にて追補）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(12) ・ (13) [略]

7. 変電所

(1) ~ (8) [略]

(9) 負荷試験

(a) 検査方法

当該変圧器の定格容量又は通常の運転状態における負荷に保持して変圧器の各部の温度が飽和状態になるまで連続運転し、変圧器の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無を計器及び所内巡視等の方法により確認する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(10) ~ (12) [略]

8. [略]

9. 需要設備

(1) ~ (6) [略]

(7) 負荷試験

(a) 検査方法

当該変圧器の定格容量又は通常の運転状態における負荷に保持して変圧器の各部の温度が飽和状態になるまで連続運転し、変圧器の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無を計器及び所内巡視等の方法により確認する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(8) ・ (9) [略]

II-1. 使用前自己確認の方法

1.・2. [略]

3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

当該変圧器の定格容量又は通常の運転状態における負荷に保持して変圧器の各部の温度が飽和状態になるまで連続運転し、変圧器の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無を計器及び所内巡視等の方法により確認する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(10) ~ (12) [略]

8. [略]

9. 需要設備

(1) ~ (6) [略]

(7) 負荷試験

(a) 検査方法

当該変圧器の定格容量又は通常の運転状態における負荷に保持して変圧器の各部の温度が飽和状態になるまで連続運転し、変圧器の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無を計器及び所内巡視等の方法により確認する。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたものについては、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(8) ・ (9) [略]

II-1. 使用前自己確認の方法

1.・2. [略]

3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

A. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物を除く。）

(1)～(10) [略]

(11) その他の各種試験

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 4. 太陽電池発電所」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

ただし、以下の(a)及び(b)の要件を満たす太陽電池発電設備については、同表の左欄に掲げる「⑧負荷遮断試験」の確認方法及び判定基準について、「B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。） (6) 負荷遮断試験」の確認方法及び判定基準の規定に準ずることができる。

(a) 出力が10kW以上50kW未満であること

(b) 高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器と当該太陽電池発電設備が当該低圧電路により電氣的に接続するものであること

なお、この場合は、使用前自主検査の結果と合わせて、単線結線図等、上記の(a)及び(b)の要件を満たすことが明確に分かる書類を保存すること。

表 [略]

B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）

(1)～(6) [略]

(7) 負荷試験（出力試験）

(a) 確認方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率または電流歪率）を測定機器（発電設備の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施す

A. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物を除く。）

(1)～(10) [略]

(11) その他の各種試験

次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「I. 使用前自主検査の方法 4. 太陽電池発電所」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。

表 [略]

B. 太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）

(1)～(6) [略]

(7) 負荷試験（出力試験）

(a) 確認方法

発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率または電流歪率）を測定機器（発電設備の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。

連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施す

る。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験のうち異常な温度上昇に係る部分は省略できるものとする。

(b) [略]

(8)・(9) [略]

4.・5. [略]

II-2. [略]

る。

ただし、電技解釈第20条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できたもの及びJEC-2470(2017)(JEC-2470(2018)にて追補)に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。

(b) [略]

(8)・(9) [略]

4.・5. [略]

II-2. [略]